

審議会等の会議結果

1 会議の名称	令和5年度第1回津市環境審議会
2 開催日時	令和5年7月27日（木曜日） 午前10時から午前11時50分
3 開催場所	本庁舎 8階大会議室A （津市西丸之内23-1）
4 出席した者の氏名	<p>（津市環境審議会委員） 塚田森生、北村早都子、青山泰樹、太田増一、笈晴、金子聡、木原剛弘、木村妙子、國分弓子、小林小代子、曾山信雄、橋爪俊裕、畑井育男、原素之、平田裕一、森秀美、横山勝代 （事務局） 環境部長 辻岡賢二 環境施設担当理事 格嶋淳夫 環境部次長 岡則幸 環境政策担当参事（兼）環境政策課長 西川直希 ごみ焼却・し尿処理施設担当参事（兼）ごみ焼却・し尿処理施設担当副参事・西部クリーンセンター所長・クリーンセンターおおたか所長・安芸・津衛生センター所長 石黒司一 環境保全課長 伊藤伸一 環境保全課 空地・空家等連絡調整担当副参事 前田健 環境事業課長 小橋毅 環境施設課 建設担当副参事 前納秀光 下水道工務担当参事（兼）下水道工務課長 長谷和哉 農林水産政策課長（兼）獣害対策担当副参事 葛井克昌 林業振興室長 藤田昌也 環境政策課調整・企画管理担当主幹 山下貴史 環境政策課地域脱炭素推進担当主幹 林邦知 環境政策課主査 田内悠介 環境政策課主査 別所真紀 環境政策課主事 松下善信 環境政策課主事 榎浩平</p>
5 内容	<p>(1) 津市環境基本計画 令和4年度年次報告書について (2) 津市環境基本計画 中間見直し完了の報告について (3) 津市地球温暖化対策実行計画 一部改定について</p>

	(4) その他
6 会議の公開・非公開	公開
7 傍聴者の数	0人
8 担当	環境政策課企画管理担当 電話番号 : 059-229-3139 E-mail : 229-3139@city.tsu.lg.jp

議事の内容 下記のとおり

事務局（山下）	<p>お待たせいたしました。定刻になりましたので、ただ今から、令和5年度第1回津市環境審議会を開催いたします。</p> <p>委員の皆様には、大変お忙しい中、ご出席を賜り、ありがとうございます。審議に入るまでの間、進行役を務めさせていただきます、環境政策課の山下と申します。どうぞよろしくお願ひします。</p> <p>はじめに、人事異動によりまして新たに環境審議会委員に就任されました方をご報告申し上げます。井村屋グループ株式会社 HR（ヒューマンリソース）室 副室長「平田裕一様」でございます。</p>
平田委員	<p>よろしくお願ひします。</p>
事務局（山下）	<p>どうぞ、よろしくお願ひいたします。</p> <p>また、三重県環境生活部 環境共生局 次長「佐藤弘之様」におかれましても、新たに環境審議会委員に就任されましたが、本日は所用により欠席とのご報告をいただいております。</p> <p>なお、本日、所用により、「津商工会議所女性会副会長 堀川正代様」、「津安芸農業協同組合代表理事組合長 水谷隆様」におかれましても、欠席とのご報告をいただいております。</p> <p>それでは、はじめに会議の開催にあたりまして、環境部長からご挨拶をさせていただきます。</p>
環境部長	<p>改めまして、皆さんこんにちは。この4月から環境部長をさせていただいております、辻岡といいます。どうぞよろしくお願ひします。</p> <p>本日は本当にお暑い中、この環境審議会にお集まりいただき、誠にありがとうございます。また、委員の皆様には、平素から環境行政に格別のご協力を賜り、誠にありがとうございます。重ねてお礼申し上げます。</p> <p>本日の会議でございますが、津市環境基本計画の令和4年度取組に係る年次報告と、昨年度からご審議をいただいております環境基本計画の中間見直しの最終結果、また津市地球温暖化対策実行計画の一部改定案をご提示させていただきます。この後、担当の方からご説明をさせていただきますので、ご審議のほど、どうぞよろしくお願ひします。以上でございます。</p>

事務局（山下）	<p>ます。</p> <p>それでは、会議に入ります前に、事務局職員の紹介をさせていただきたいと思います。</p> <p>（以下、事務局紹介）</p> <p>それでは、審議に入ります前に、お手元に配布してございます、本日の会議資料の確認をお願いしたいと思います。</p> <p>まずはじめに、本日の「事項書」でございます。その次に、「津市環境審議会に係る意見シート」でございます。次に、「津市環境基本計画～中間見直し～」でございます。その次に、右上に別紙1とございます、「国、県の削減目標の引き上げと本市計画の改定」でございます。次に、右上に別紙2とございます、「津市地球温暖化対策実行計画 新旧対照表」でございます。そして、郵送させていただきました、「津市環境基本計画 令和4年度年次報告書」、「津市地球温暖化対策実行計画 改定案」の以上7点でございます。よろしいでしょうか。</p> <p>続きまして、会議の成立について、ご報告申し上げます。</p> <p>津市環境基本条例第20条第2項におきまして「審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。」と定められております。本日、20名の委員のうち17名の委員にご出席いただいておりますので、会議が成立していることをご報告いたします。</p> <p>当審議会につきましては、津市情報公開条例第23条の規定に基づき、公開することとし、一般市民の方の傍聴席を設けるとともに、会議の結果につきましても、会議の議事録といたしまして、発言者の氏名を含め、公開することとなりますので、ご了承のほどよろしくお願いいたします。会議の議事録につきましては、津市のホームページ上で公開させていただきますのでご了承ください。</p> <p>それでは、「津市環境基本条例」第20条により、会長が議長を務めさせていただくことになっておりますので、ここからは、塚田会長に議事進行をお願いいたします。</p> <p>それでは、塚田会長よろしくをお願いいたします。</p>
塚田会長	<p>はい。それでは、これより議長として会議を進めさせていただきます。よろしく申し上げます。</p> <p>まず、本日の会議の議事録署名人を私の方から指名させていただきたいと思います。一人目が木村妙子委員、それからもう一人、曾山信雄委員、よろしいでしょうか。それでは、木村委員、曾山委員よろしく申し上げます。</p> <p>本日の審議事項は、「津市環境基本計画 令和4年度年次報告書について」、それから「津市環境基本計画 中間見直し完了の報告について」、それから「津市地球温暖化対策実行計画 一部改定について」でございます。</p> <p>時間に限りがありますので、進行につきまして、特に皆様のご発言を完結にさせていただいて、なるべくたくさんの方のご意見頂戴したいと思いますので、ご協力よろしく申し上げます。</p> <p>それでは、事項1に入ります。「津市環境基本計画 令和4年度年次報</p>

<p>環境政策担当 参事（兼）環境 政策課長</p>	<p>告書について」です。それでは、事務局の方から説明をお願いします。</p> <p>環境政策課長の西川でございます。平素は市の環境施策の推進にご協力をいただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>それでは、令和4年度の環境施策の取組について、ご説明をいたします。すみません、座らせていただきまして、ご説明させていただきます。</p> <p>お手元のですね、「津市環境基本計画 令和4年度年次報告書」をご覧ください。</p> <p>令和4年度は、津市環境基本計画、計画期間平成30年度から令和9年度の5年目でありました。お手元の「津市環境基本計画 令和4年度年次報告書」は、環境基本計画と環境基本計画実行計画に沿って、令和4年度の取組結果を整理しております。</p> <p>報告書の後半は、以前の環境基本計画の期間中からのデータを積み上げた資料として整理しております。</p> <p>また、時間の都合上、内容を割愛して説明させていただきます。</p> <p>それではですね、すみません、各施策における主な取組結果をご説明いたします。まず、《環境目標1》「自然と調和した恵み豊かな環境」への取組でございます。</p> <p>年次報告書1ページをお願いします。自然環境の保全《山と川と海のネットワークの推進》でございます。</p> <p>新雲出川物語推進委員会が主体となって、雲出川流域の環境保全を目的とした様々な事業が実施されました。主なものといたしまして、香良洲海岸清掃活動には129名、白山地域でのリバーパーク真見エコウオークには180名の参加があり、清掃活動を通じて自然に触れるとともに、交流の輪を広げることができました。</p> <p>また、環境保全活動のリーダーを養成することなどを目的として開催された環境基礎講座には30名の参加がありました。他にもですね、雲出川一斉清掃や、美杉町上多気地区と白山町真見地区で植樹を行うなど、様々な取組を行っております。</p> <p>津市エコサークル事業といたしましては、エコサークルメンバーの活動を発表する場である「津市エコサークル活動報告会」を開催し、18名の参加がありました。</p> <p>現状等を踏まえた今後の取組としては、今後も、山と川と海のネットワークを推進し、雲出川流域の豊かな自然環境を情報発信するとともに、本市の豊かな自然を次世代へ継承していくため、市民・ボランティア団体・事業者・行政機関など、環境保全活動に取り組む各主体の連携を促進してまいります。</p> <p>次に5ページをお願いします。《里地・里山・里海の保全》でございます。</p> <p>里地・里山・里海を守っていくために、市民の皆様がそれらの自然に触れ、その重要性を実感していただくことが大切であることから、「ホテル観察会」などの自然学習イベントを開催いたしました。自然学習イベントには、全部で190名の参加があり、市民の皆様の自然環境に対する意識の向上につなげることができました。</p> <p>現状等を踏まえた今後の取組としては、里地・里山・里海が私達にとつ</p>
------------------------------------	--

て豊かな恵みをもたらす大切な財産であることを自然学習イベントを通して情報発信し、環境意識が向上されることで、環境保全に繋がっていくよう努めてまいります。

次に7ページをお願いします。《森林環境の保全》でございます。

林業に対する理解を深めてもらう場として、夏休み森と緑の親子塾やまると林業体験などを開催しております。これらの体験学習会には38名の参加があり、森づくりの大切さを知っていただく機会となりました。

また、強い森林づくり促進事業や森林環境創造事業により、間伐等を促進して森林の持つ多面的機能の発揮を促すことができました。

さらに、森林環境譲与税を活用し、森林経営管理事業として、森林の経営や管理に関しての意向調査、森林境界の明確化、現況調査及び間伐を行い、未整備森林の解消を進めております。

現状等を踏まえた今後の取組としては、引き続き森林の保全に関わる様々な事業を行い、森林が持つ多面的機能が発揮されるよう努めていくとともに、森林経営管理事業を通じて、未整備森林の解消を図ってまいります。

次に11ページをお願いします。《農地環境の保全》でございます。

農業に携わる人の高齢化等による農業離れに歯止めをかけるため、就農希望者や農業に関心のある人を対象とした市民農業塾を開催し、担い手の育成を図りました。

さらに、農業次世代人材投資資金事業及び新規就農者育成総合対策事業の活用により、新規就農者の意欲喚起と就農後の定着が図られるよう努めてまいりました。

また、耕作放棄地化の抑制や担い手に対する農地の面的集積の取組を支援し、効率的かつ安定的な農業経営者の育成にも取り組みました。

現状等を踏まえた今後の取組ですが、市内の農林水産物の魅力を伝えるため、生産者や事業者と連携した情報発信を推進してまいります。

また、各事業の活用を通して、新規就農者・担い手の育成や農地集積・集約化を支援することで農業経営基盤の安定化を図るとともに、農業・農村の多面的機能を発揮させ、国土保全・資源かん養に努めてまいります。

次は、《環境目標2》でございます。「資源が循環する社会環境」への取組でございます。

恐れ入ります、14ページをお願いいたします。資源循環の推進《3Rの推進》でございます。

家庭から排出されるごみのうち、生ごみの減量化・たい肥化に取り組んでいただくよう、生ごみ処理機等購入補助金交付事業を実施し、173基の補助金申請がありました。また、生ごみ処理機を貸し出し、その効果を体験してもらう、生ごみ処理機貸与事業では、43件の申し込みがありました。

子ども達に資源循環への関心を持ってもらうため、小学校の給食残渣を回収し、たい肥化した肥料を小学校の花壇等で活用してもらう、くるりんフード事業や、市内49小学校や公共施設、13施設なんですけども、燃やせるごみとして排出されがちな、お菓子などの空箱等を回収する場を設置し、そこで回収した紙をリサイクルしたトイレットペーパーを小学校へ

配布する、くるりんペーパー事業を実施いたしました。

その他さまざまな取組により、令和4年度の1人1日当たりのごみの排出量は984gで前年度の998gに比べ、14g減少いたしました。一方、ごみのリサイクル率につきましてははですね、令和4年度は22.1%で前年度と同率となり、リサイクルの向上という訳にはいきませんでした。

現状等を踏まえた今後の取組としては、環境だよりや市ホームページ、ごみ分別アプリ「さんあ〜る」などで啓発を継続するとともに、環境イベントの開催時やごみダイエット塾などの機会を捉え、生ごみの水切り、たい肥化、容器包装プラスチックの適正な排出、リユース掲示板の活用などを啓発し、ごみの減量・減容化や資源化に対する意識の向上に努めてまいります。

次に20ページをお願いします。《ごみの適正分別と収集》でございます。

ごみ一時集積所まで運ぶことが困難で、対象となる要件を満たす世帯を対象に、大型家具等ごみ出し支援事業を行い、令和4年度は630世帯の申請を受け、1,629個の大型家具を回収いたしました。

適正なごみの分別方法・出し方については、環境だよりやごみ分別アプリ「さんあ〜る」、ごみダイエット塾や小学校環境学習等を通じ、啓発を行っております。

現状等を踏まえた今後の取組としては、人口減少に伴う高齢化社会において、市民の皆様に分かりやすく負担の少ないごみ分別方法・収集方法について、引き続き協議を行うとともに、大型家具等ごみ出し支援事業などにより、ごみ出しでお困りの方への支援を行ってまいります。

また、適切なごみ分別・出し方等につきましては、小学校での環境学習やごみダイエット塾など、地域へ出向いて啓発を継続していくとともに、環境だよりや市ホームページ、ごみ分別アプリなどを活用した情報発信をしてまいります。

次に25ページをお願いいたします。新エネルギーの適正な普及《新エネルギーの利用促進》でございます。

令和4年度の新エネルギー利用設備設置費補助金交付実績は、太陽光発電システムは85件、エネファームは121件となりました。

また、新エネルギー利用施設の整備に関して、国及び県が策定したガイドラインを基に、事業者等に助言及び指導を行いました。

現状等を踏まえた今後の取組としては、新エネルギー利用設備設置費補助金の補助制度の在り方、補助対象機器の見直しの検討を行うとともに、公共施設への新エネルギーの導入を推進し、本市の事務事業における温室効果ガスの排出量の削減に努めます。

次に27ページをお願いいたします。《温室効果ガスの削減対策の推進》でございます。

温室効果ガスの排出量削減に向け、つ・環境フェスタや環境学習講座、夏休みこどもエコチャレンジなどを通して啓発を図りました。

また、令和5年3月に「津市地域脱炭素推進プラットフォーム」を開設し、温室効果ガスの排出量削減を含む地域脱炭素に資するあらゆる情報の

発信・共有を行うことができるようになっております。

現状等を踏まえた今後の取組としては、引き続き環境イベントや講座などを通じた啓発を行うとともに、「津市地域脱炭素推進プラットフォーム」における情報提供を行い、目標とする温室効果ガスの排出量削減を目指します。

また、津市地球温暖化対策実行計画について、国や県の温室効果ガス排出削減目標と整合するよう計画の改定を行います。

次は、《環境目標3》「快適で暮らしやすい生活環境」への取組でございます。

34ページをお願いいたします。衛生的な生活環境の保全《空き地・空き家等の適正管理》でございます。

空き地・空き家対策として、広報津や市ホームページでの啓発や、地域包括支援センターや在宅介護支援センターに協力を依頼し、チラシ配布等を行いました。また、空き家無料相談会では95件の相談があり、専門家によるアドバイスを行うことができました。

適正に管理されていない空き地・空き家については、改善依頼・指導・勧告等により、改善に向けて取り組みました。

現状等を踏まえた今後の取組としては、空き地や空き家等の発生抑制、適正管理の意識醸成を図るために、広報津や環境だより、市ホームページなど、様々な媒体を利用して啓発していきます。

令和4年度中に「特定空家等」は28件、「特定空家等以外の空き家」は44件が解体、補修等により改善されました。今後も、危険な空き家に関する相談などに対して、「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、所有者へ適正に指導を行い改善に努めてまいります。

次に37ページをお願いいたします。《愛護動物の適正飼養》でございます。

新型コロナウイルス感染症の影響により、狂犬病予防集合注射を実施いたしませんでしたが、動物病院等での狂犬病予防注射の接種の啓発を行い、獣医師さんに犬登録鑑札及び狂犬病予防注射済票の交付等に係る業務を委託するなど、飼い主の利便性を高めることで、犬登録や狂犬病予防注射の実施率の向上を図りました。

また、ペットの適正飼養・終生飼養に関する啓発及び動物愛護に関する啓発活動を広報津への掲載やチラシの配布にて行いました。

現状等を踏まえた今後の取組としては、犬登録・狂犬病予防注射の必要性を啓発していくとともに、狂犬病予防集合注射に替えて、動物病院における接種を啓発・促進することで、飼い犬の総合的な健康管理の意識の醸成を図りながら狂犬病予防注射の実施率の向上を目指します。

また、愛護動物の適正飼養・終生飼養及びTNR活動について、今後も三重県あすまいると協力して、将来的には殺処分ゼロ及び市民の皆様の相談・苦情の軽減に取り組んでまいります。

次に43ページをお願いします。《生活排水対策》でございます。

公共下水道供用開始地域の公共下水道への接続を促進するため、水洗便所改造費助成事業などの各種補助等事業を実施し、水洗化率の向上を図りました。

また、市営浄化槽事業による合併浄化槽の設置と維持管理を行うとともに、合併浄化槽の新規設置、単独処理浄化槽やくみ取り便槽からの転換に対して補助金を交付する、浄化槽設置整備事業補助金交付事業を実施し、合併浄化槽の普及を図りました。

現状等を踏まえた今後の取組としては、公共下水道への接続を促進するための補助制度や融資制度を継続して実施し、さらなる下水道への接続、水洗化率の向上に取り組んでまいります。

また、市営浄化槽事業や浄化槽設置整備事業補助金交付事業を推進することにより、公共用水域の水質改善を促進してまいります。

次に47ページをお願いします。やすらぎを感じる生活空間の形成《緑の保全・創出と水辺環境の保全》でございます。

生け垣緑化用苗木の配布事業や記念樹配布事業による苗木の配布、津市民緑と花の市の開催により、地域緑化・家庭緑化を促進することができました。

緑化・美化運動では、自治会や市民団体等184団体に対し、苗木や花苗、肥料等を支給し、緑豊かなまちづくりに取り組みました。

また、都市計画公園の整備事業として、中勢グリーンパークでは、官民連携事業による整備を行ったエリアの供用により新たな魅力が加わり、公園利用者の利便性の向上、賑わいや憩いの創出が期待され、香良洲高台防災公園や岩田池公園においても、計画的に事業を推進いたしました。

現状等を踏まえた今後の取組としては、生け垣緑化用苗木の配布事業や記念樹配布事業、緑化・美化運動などを継続して行うことで、緑化・美化意識の向上を図ります。

また、公園の整備について、香良洲高台防災公園は令和6年度の完成を目指し、引き続き事業を推進するほか、岩田池公園においても現在着手しているサブエントランス及び園路の整備を進めます。

以上が、環境基本計画の「第4章 めざす環境像に向けた施策の展開」に取り組んでいく施策として掲げた施策、環境目標1から3に対しての令和4年度の主な実績でございます。

56ページ以降は、環境基本計画の実現に向けて、市民の皆様对环境に対する意識を更に持っていただくために取り組んできた施策でございます。

また、資料編につきましては、以前の環境基本計画の計画期間からの実績を積み上げたものでございます。時間の都合上、説明は割愛させていただきます。

以上、環境基本計画の5年目である令和4年度の主な取組結果でございます。

委員の皆様には、PDCAサイクルのアクションに向けた視点で、市としての今後の取組について、ご意見を頂戴できればと思いますので、ご審議のほど、どうぞよろしく願いいたします。

ありがとうございました。

ただ今、事務局から津市環境基本計画 令和4年度年次報告書について説明がありました。皆様ご意見、ご質問はございませんか。どうぞ。

塚田会長

<p>畑井委員</p>	<p>すみません、新雲出川物語推進委員会の畑井でございます。 質問とお願い、それぞれ一点ずつさせていただきます。 まず、2ページの方にですね、エコサークルの取り扱いが出ておりました、エコサークルにつきましては解消し、脱炭素の推進プラットフォーム事業の中で取り扱うというような形になっておりますが、エコサークルは自然環境保全という形で活動してきたものでございまして、脱炭素プラットフォーム事業とどのように関係付けられるのか、そのへんを教えてくださいいただければと思っております。</p> <p>もう一つお願いはですね、愛護動物の関係につきましては、ここには記載をされているんですけども、私どもが住んでいるような住宅地におきましても、最近ですね、イタチとかハクビシンとか、いろんなものが出ておりました、特にコウモリが家の中に巣作りをしているとか、そのような形で、私どもは住宅団地なんですけど、非常に苦情が寄せられてきております。そのような対策についてですね、死亡して道路に落ちてる場合は、センターの方がもう朝の7時半から回収いただいて、非常にその対応は評価できるんですけど、動物が被害を与えるときの対策についてですね、どのような形で、窓口になっていただいてやっていただいているのか、その点を教えていただきたい。できれば、そういうものについてですね、環境だより等で記載をしていただけるとありがたいなと思っております。よろしく申し上げます。以上です。</p>
<p>塚田会長</p>	<p>では、事務局からお答えいただけますか。</p>
<p>環境政策担当 参事（兼）環境 政策課長</p>	<p>はい、すみません。まず、最初の一つ目の環境政策課の方から回答します。エコサークルですね、エコサークルということで、令和4年度までいろいろお世話になっとったところなんですけど、委員おっしゃったとおりですね、今、津市地域脱炭素推進プラットフォームということで、そこへの加入ということですね、以前の活動をそっちへ移していただいているってようなことになっております。津市地域脱炭素推進プラットフォームなんですけども、地域脱炭素宣言とも関係しておりました、地域脱炭素宣言は、言われるように、カーボンゼロを目指した取組なんでございますけども、今お話であったようにですね、自然環境の保全を目的としたエコサークルがっていう部分もあったかと思うんですけど、この津市地域脱炭素推進プラットフォームに関してはですね、環境保全も取組の中に入れてございまして、そのあらゆることが、活動、自然環境保全も通じますようにですね、あらゆるものですね、今後、二酸化炭素排出ゼロに向けてですね、した取組の中の一部として考えられておりますことからですね、そういう形で今回、整理をさせていただいておるところでございます。以上でございます。</p>
<p>環境保全課長</p>	<p>すみません、環境保全課の伊藤でございます。 住宅団地の中で動物が、ということなんですけども、まず、そのようなご相談、環境保全課の方に頂戴することは結構でございます。動物の中で、</p>

	<p>ちょっと分けて考えてはいます、住宅地といえども、農業への影響が出るものについては、一応、農林水産の方で種類によっては対応させていただくことになってます。ただ、先ほどおっしゃっていた、イタチとかコウモリとかですね、そういうのはちょっと、いわゆる自然の動物になるので、こちらとしても駆除っていうのがちょっと難しいっていうこともあって、業者さんのそういう業界で、団体に組合さんみたいなものを作られているので、そちらの方にご相談いただくように、ご案内をさせていただいてます。なかなか、駆除できるものもできないものも、ちょっと、なんて言うんですかね、許可がいたりするものもあるので、そのへんも含めて、ちょっとご相談いただく。要は、防除策的なものもないかどうかも含めて、ご案内させていただくというところでございます。環境だよりについては、ちょっとうちの方でも、検討させていただければと思います。以上でございます。</p>
塚田会長	<p>よろしいですか。</p>
畑井委員	<p>はい、よろしく申し上げます。</p>
塚田会長	<p>他の方。どうぞ。</p>
筧委員	<p>白山町の筧です。 3ページの開発行為者への助言、その項目について、質問とお願いと、そして聞かせていただきたいと思っております。 令和4年度の実績の事業名の一番最初に書いてあります「最終処分地TAMO新設事業に係る環境影響評価方法書」、令和4年4月18日に出された。これは私が、この第1回の時にも質問とお願いをさせていただきましたけども、布引山地、青山高原、標高400メートルのところに滋賀県の事業者であるTAMOという会社が、産業廃棄物の最終処分場管理型を作るということで、今進められておって、そして白山町では、自治会を通じて絶対反対運動を今繰り返しております。そうした中で、そこに書かれておりますように、令和4年の4月18日に津市長様から三重県知事宛てに、意見書が出されました。その意見書の主な趣意というのは確か、住民合意、十分地域住民に説明されていないということで、より住民合意を形成するために、より丁寧な住民説明をなささいというのが一番の趣意だったと思っておりますけれども、私達、どんな説明をされてるのか今まで聞いておりません。もし、市の方でこういう意見書が出されておりますから、この意見書についてどのような形でTAMO、あるいは三重県、これを請け負っておりますのが三重県環境保全事業団だと思いますので、そこらが中心になってどんな説明をされているのか、今まで、その後、この意見書等に基づいてどのような説明がなされているのか、そこを把握されておりましたら教えていただきたい、こう思っております。それが一点。 そんな中で、でも、ここは私が知る限り、着々と準備を進めております。最後のハードルが、ネコギギがいるかどうかというところが、今どうもこの次の段階。これ方法書ですので、次の段階は評価準備書という段階にな</p>

ってくると思います。私は今、三重県自然指導連絡協議会の会員をやっているんですけども、この4月に日本自然保護協会から講師先生を招いて、こういう不適切な開発行為をどのように差し止めたらいいかってということで、このロードマップの中で教えていただきました。そうしますと、準備書が出たらもうおしまいだと。準備書が出た段階で、こういうことを差し止めたところはほとんどないと、全国で。あるのは東京都の一回、檜原村で一回だけあるだけだということ、ほとんど準備書が出たら、多分建設されるであろうということ、今最後のハードルが、ネコギギの調査が、これは八対野地区を中心に回覧でも回っておりましたけども、この7月に調査をされているようです。多分これがもう8月に終わるでしょう。そうすると、あと9月、10月、早ければ12月ぐらいに準備書が出て、あるいは来年ぐらいになるんじゃないかなと思うんですけども、もうそれが出たら多分、建設されるだろうというのが私達の認識です。そこらの認識を踏まえて、どのように、まず説明会を開きなさいという市長様の三重県知事への要請を受けて、TAMOなり三重県環境保全事業団はどのようなことをしたのか、そして今そういう段階の中でどのようにしてるのか、もし市の方で把握していただいているところがありましたら、教えていただきたいと思います。

塚田会長

では、事務局どうぞ。

環境保全課長

環境保全課でございます。

どう説明させていただきますでしょうか。まず、環境アセスメント自体については、その事業が行われる地域の環境に対して、どういう影響を与えるので、それに対して、環境保全措置をとっていく、その方法について評価していくっていうもので、この手続きについて、これが終わったから直ちに着手されるっていうものではないというのを、予めちょっとご説明させていただきます。

その上で、今、先程おっしゃっていたとおり、環境影響評価、県条例に基づく環境影響評価の手続き中ということで、この前は方法書っていうことで、その事業をするにあたって、その事業がどういう影響を与えていくのかっていうのを評価するために、どういう内容を調査するのか、その調査内容をどういうふうに評価していくのかっていう方法を検討する方法書の段階だったんですね。その段階ではあるんですけども、津市としては、まず基本的に、市長が知事に対して意見を述べさせていただいた内容なんですけれども、そもそも、最終処分場っていう処分場の性格上ですね、下の地域が水を活用している地域であり、そこでもし何かあった時に、その下の白山町の地区で、もし何かあった時に不可逆的な影響が起こるので、そういうのも含めてちゃんと評価するようにしなさいと。そういう説明ができない、評価できないっていうか、その対策措置が取られないような事業については、市としてはちょっと認めない、認めがたいと、そういう意見を出させてもらってます。なので、最終処分場という性格上、その地域の影響は甚大で、将来的に影響を及ぼすので、その、そういう計画については認めがたいんですよっていう趣旨の、内容のことについて知事

に対して意見を出させていただいたというのがまず内容でございます。

先ほどの、地元に対してどういう説明がっていう話なんですけれども、環境アセスメントの場合は、まず方法書を作った上で、その方法書に基づいて、現地調査を行います。今、現地調査の段階で、要は事業者、元々環境影響評価自体が事業者が行うものの関係上、方法書に基づいて、今、現地の環境調査を行っているっていう段階なんです。その情報については、私どもの方に報告されたり、県の方に報告されたりするものではないので、おそらく今、方法書に基づいて現地調査されているであろうという段階です。私ども、県と連携してというか、県の方に確認して、現地調査をしてるんでしょうねっていう感じの内容は受けてますので、その段階になると思います。現地調査が終わってから、準備書の作成に入りますので、また準備書の作成が終わった後、また、その現地の説明会が行われます。なので、最終的には評価書まで作ってく段階であって、その後まだ産廃の設置に関しては、産廃の許可申請をする前に、三重県の産廃条例っていうのがございまして、ちゃんと合意形成を図りなさいっていう条例の手続きがございまして、なので、環境影響評価っていうのはあくまで、その事業が周辺環境に与える影響について評価をするっていうものであって、直接的な設置に関する直接的な手続きではちょっとないんです。なので、止まりませんよっていうのは恐らくそういう意味だと思いますので、これからその環境アセスが終わったあと、三重県の産廃条例に基づく手続きがございまして、そこでもまた津市としても、当然意見を言っていくタイミングがございまして、そういうところではきちっと知事の方に、言っていくことになるのかなというふうには考えております。

ちょっとすみません、先ほどおっしゃってた、地元への説明という話なんですけれども、今そのアセスに関しての手続きということなので、この後、準備書に入ったら準備書に入ってから、また公告縦覧説明会がございまして、環境アセスが終わったとしても、その後、産廃条例の手続きに入ってから、ちゃんとその事業計画に基づいて、事業計画を地元で説明しなさい、合意形成を図りなさいという手続きがございまして、まだちょっと手続きがあるというご理解をいただければなというふうに思います。以上でございます。

筧委員

おっしゃること、そこで言われましたように、認め難いっていうスタンスをこれからも十分堅持していただきたいと思いますし、この許認可権限は県にあります。県ですので、十分県とも連携をとって、地域住民の意見、地域住民の思い、願い、そこらをしていく。今おっしゃってるのは、まさに今現地調査中で、その一番最終段階がさっき言った、ネコギギがいるかかないかが一番今最終段階で、それが出た後、なんらかの動き。でも、このままでいったら、どうも私達の感触として作られるだろうって、なかなか止める手立てがない。今必死に模索しております。

塚田会長

ええっと、よろしいですか。今言われたのは伊藤さん（環境保全課長）ですか、言われましたけれども、環境影響評価自体が何か事業を止める手段であるとか、そういうルールは全くそこに入っていないので、そういう

	<p>理解ではちょっと間違ったところがあるかなと思います。すみません、私、三重県環境影響評価委員会の会長をしております。環境影響評価の手続き自体は割と事業計画の最初の方でございまして、その後、その結果を受けて、県なり市なりがいろいろなことを判断していくものかなと。私、その後のことはあまり詳しくはないんですけども、そういうふうなことはあります。もちろんこれが、何がなんでもだめとか、あるいはいいとかってというような立場では私はございせんが、津市さんとしては、三重県の許認可以外に、ちょっと名前、正確には覚えておりませんが、上水道の水源地の保全条例か何かお持ちなんじゃないですか？ですので、津市さんにも止めるだけの権限があるんじゃないかというふうに私は認識はしております。これは、私の意見ではないので、ちょっと、そういうふうなことがあるんじゃないかというふうに思うのですが、金子先生何か詳しいことありますか。</p>
金子委員	<p>津市さんは上水の条例で、そのこのところはいわゆる意見は言えるけど権限ではないですよ、多分。</p>
環境保全課長	<p>すみません、ちょっと補足をさせていただきますけれど、県の産廃条例では、産廃の設置許可の申請手続きに入る前に十分、前は設置要綱に基づいて指導してたんですけど、条例に格上げというか、条例制定してですね、きちんと事業内容が、関係する住民に説明をされることっていうのを条件に、合意形成をちゃんと図りなさいという手続きが入ることになりました。それで、ちゃんと十分説明が、合意形成されてるかっていうのを、事業者側が新たに報告をさせるようになってますので、そのへんのことで、私どもとしては県に対して、この段階で、県に対してこうですよっていうことを報告できるタイミングがありますので、そういうところでちゃんと意見を言っていくというふうには考えております。</p>
塚田会長	<p>はい。ちょっと私が何か間違ってたのかもしれませんが、すみません。ありがとうございました。 他にご意見ございませんか。どうぞ。</p>
原委員	<p>環境基本計画の内容とか計画、それから成果等についてですね、広報津とか環境だより、ホームページ等で公表しているようですけども、この効果というのはどのように評価しているんでしょうか。例えば、ホームページであればですね、閲覧数とかなんかカウントできると思うんですけど、そのような方法で、周知されてるかどうかの効果については、ただ書き込んであるだけというふうには考えたくないんですけど、いかがでしょうか。</p>
塚田会長	<p>事務局お願いします。</p>
環境政策担当 参事(兼)環境	<p>すみません、環境政策課でございます。 言われるようにですね、確かに、これをホームページであるとかですね、</p>

<p>政策課長</p>	<p>広報津であるとか、そういった部分では載せてる部分もあるんですけども、どれだけの効果があったのか、その閲覧数ですね、閲覧数ってカウントちょっとできるかどうかあれなんですけども、今ちょっとそこまでの閲覧数、どれだけカウントがあったっていうのは、すみません、ちょっと見ていないのであれなんですけど、一応、こういう審議会をクローズドにするというのではなくですね、やっぱりオープンにしていくという意味で、住民の皆様にもですね、こういうことをやってるってことを、情報公開していく上でも載せておまして、そういう意味も一つ含めて、オープンにするということが一つとですね、言われるように、皆さんに浸透していく、啓発していくっていう部分もございますのでですね、今後、そういう部分を頭に入れながらですね、取り組んでまいりたいと考えております。</p>
<p>原委員</p>	<p>環境については、ますますこれからも重要になると思いますので、ただ、今までのように環境に関心のある方は多分、広報津とか環境だよりとかホームページも積極的に見ていくと思うんですけど、多くの方はそうでないと思うので、その多くの、でない方も参加していくことがですね、今後、こういうようなこと、効果ある計画にしていくと思いますので、そのへんの努力をですね、一層していただければありがたいと思います。よろしくお願ひいたします。</p>
<p>塚田会長</p>	<p>はい、ありがとうございます。 他にございませんか。はい、どうぞ。</p>
<p>横山委員</p>	<p>横山です。 小さいことなんですけど、20ページにあります、大型家具等のごみ出しを、職員の皆さんが家庭へ伺ってなさってもらってるっていうのを聞いてるんですけど、私も合併するまでの旧村時代に職員で、収集をやったことがあるんですけど、なかなか長続きしないんですよ。職員さんがこういうふうなことを直接やってもらっていることについてはどういうふうに感じていらっしゃるのか、そして将来もこのまま続けていかれるのかっていうことを聞きたいのと、もう一つは、分別方法について細かいことを、障がい者の方、それで特に高齢者の方、その人達がいろいろと考えていただかなければならないことがあるんですけど、この審議会の委員さんの中には、婦人会の連合会の方とかいろんな企業のそういう方達が居っていただくんですけど、障がい者の役員の方とか、老人クラブの連合会の方とかがいらっしゃらないんですけど、この廃棄物減量等推進審議会っていう中には、そういう人達があがっていただいているのかどうかっていうことについてお聞きしたいと思います。やはり、私も旧村時代に、津市の真ん中でそういうことをなさってみえる人と、美杉の山奥の方で、ごみ出しをやっている本人については、いろいろと考え方が違うっていうことを感じたことがあったんですけど、そういう広範囲で、老人クラブ連合会の皆さん方の加入が必要じゃないかなと思います。 それでもう一つは、15ページの雑紙の回収に向けて業者と話し合ったけど、異物混入の可能性が否定できないので話が成立しなかったっていう</p>

	<p>のがあるんですけど、私ども家庭では、例えば、箱、小さい箱、カレーの箱とか色んな箱をきちっと分別して、燃えるごみに出さずに、細かい雑紙としてちゃんと袋に入れて出すっていうことをしてるんですけど、この異物混入の可能性の「異物」って何なのかということをお教えいただきたいと思っています。</p> <p>もう一つは資料編で32ページにあります、津市一般廃棄物最終処分場の、28年度から令和4年度までの搬入量等が示されておりますけど、私どもがこの処分場を引き受けたときは15年間という使用する期間があったんですが、その量が減ってきているので、15年間ではいっぱいにならないからもっと延びるんじゃないかなっていうことは聞いていた訳ですけど、この一般廃棄物を、今朝晩2回、最終処分場へ運んでもらっておりますが、今は君ヶ野ダムを経由して運ばれております。一番、私どもが最終処分場を引き受ける時には、県道43号線矢頭道路を通過して運んでいただくということを条件にして、引き受けたという経緯もございますので、そのことについてはどうなっているのかということをお聞きしたいと思っています。</p>
塚田会長	では、事務局からお願いします。
環境事業課長	<p>環境事業課長の小橋でございます。</p> <p>私の方からは、大型家具の関係で、まずお話をさせていただきたいと思っておりますけども、大型家具ですね、平成30年から、今資料の方見ていただいたとおりですね、6年度目になるんですけども、ご好評いただいております、令和3年度から4年度につきましても1.3倍ぐらいの、だんだんだんだん増えていっておりますので、これは継続をしてですね、我々もこの事業をですね、継続してまいりたいというふうに思っております。</p> <p>直接ですね、職員が取りに行くことによってですね、毎回毎回、細かい動きができますので、これはもう業者ではなくて、我々職員が行くことによって、細かな気配りができるというような位置付けでありますので、これはもう、このままですね、継続をしていきたいというのが、先ほど申し上げましたけれども、そういったことで思っておりますので、よろしくをお願いします。</p>
横山委員	利点がある訳ですね。
環境事業課長	そうですね、はい。
塚田会長	それでよろしいですか。
環境政策担当参事(兼)環境政策課長	はい、すみません。市民に分かりやすく負担の少ない分別方法ということで、今言われるように、廃棄物減量等推進審議会において、老人会の方であるとか、そういった方が参加されているかどうかということだと思っておりますけども、まずですね、老人クラブの代表の方一人が参加していただいておりますのと、それから、障がい者の方であるとかですね、高齢者、要介

護とか、そういういろいろあるかと思しますので、介護支援センターのそういったケアマネージャーを代表されている方にもですね、参加いただいてですね、老人の方であるとか、障がい者の方であるとか、分かりやすい分別の仕方であるとか、あと今、問題になってるのは出し方なんですけども、例えば一人暮らしの老人の方がですね、一人暮らしで要介護を受けて、ステーションまでごみを捨てに行くことができない方であるとか、そういったことも審議会の中で話しておりましたですね、今後ですね、そういう方に対してですね、うちの市としてもですね、衛生的にですね、ちゃんとそういう体の不自由な方であるとか高齢者の方がちゃんとごみ出しできるような仕組みをですね、今考えているところでございます。

それとすみません、雑紙の話があると思うんですけども、異物の方ですね、雑紙というのがこういう紙（手元にあるコピー用紙を見せる）であればですね、今既にリサイクルしておるんですけども、雑紙と言いますと、この紙をですね、バラバラにして破いたような紙のイメージなんです。そういうものを雑紙として取り扱っているんですけども、雑紙に関して、これであればこういう形でどんどんどんどん集めていけると思うんですけども（手元にあるコピー用紙を積み上げるような動作を見せる）、雑紙に関してはですね、バラバラになってるようなイメージでございまして、そのバラバラの紙をですね、一つの例えば、袋に入れさせていただいて、それを出していただくようなイメージなんですけれども、袋に入れる中で、透明の袋だといいいんですけども、どうしてもやっぱり、色のついたスーパーの袋であるとかそういった部分に入れますので、本来これが全部ちゃんと雑紙と分かっていたらリサイクルの方法があるんですけども、中身がちょっと、集める段階では何が入っているか分からない、「異物」というのが何って言われると、何が入っているか分からないようなものが入っている可能性が多々あって、それをちょっと入れてしまうことによってですね、せっかく集めとったやつが、処分がなかなか難しくなったりいたしますのでですね、その方法を、今ちょっと業者の方といろいろ聞きながらですね、詰めとる段階ではあるんですけども、なかなか、雑紙に関してはですね、うまくですね、リサイクルの提案がなかなかできないっていうような、そういう状況で今回、書かせていただいております。

塚田会長

はい、ありがとうございました。事項1、まだいろいろあるかと思うんですけども、時間の都合で、ここで次にいきたいなと思うんですが。

環境保全課長

一つだけすみません。先ほど議長がおっしゃっていた、水道水源保護条例の件なんですけれども、あくまで（産業廃棄物処理施設設置の）許可権限は県で、条例の趣旨としては水源の保護エリアで認められるかどうかというものだということです。ちょっと補足的な説明で申し訳ないですけど、それだけちょっとお断りさせていただきたいと思います。

塚田会長

分かりました、すみません。あんまりよく分かってないのでしたね。はい、ありがとうございます。

<p>環境施設担当 理事</p>	<p>事項1については、この程度でとどめておきたいと思います。もしまだご意見がございましたら、後で紙でいただければと思います。</p> <p>すみません、ご質問の中で、一志美杉線の話もありましたので、一般廃棄物最終処分場のご質問もいただきましたので、私の方からお答えさせていただきます。</p> <p>資料編の32ページのことを言われてると思うんですけども、そちらの方にですね、津市一般廃棄物最終処分場ということで、28年度からの数量を書かさせていただいて、このままでいくとまだまだというふうなお考えかと思うんですけども、平成20年当時の考えだったので、その時のいろんなことを考えると、そのぐらいのボリュームになってたんですけども、今実際28年度から搬入させていただくとですね、破碎機の能力とかが上がってきてますので、量的には少なくなってきてますので、まだまだ入るボリュームはあると考えております。これにつきましてもですね、今後、災害とかいろんなこともございましてですね、そうするとまたボリュームも増えたりしますので、もう少しの段階になりましたら、また地域の方々の方々のところで話をさせていただいて、今後どのようにさせていただくかということについてもですね、まず協議会なりを通じましてですね、私の方からご説明に上がらせていただきたいと思います。その15年間でどうなるかという話についても、まだ方針も決まっておきませんので、今後お話をさせていただきたいと思います。</p> <p>あとですね、一志美杉線についてなんですが、平成20年当時のですね、建設にあたりまして、地域の方々のご要望の中にございました。二車線化ということもございまして、それについてはですね、なんせ一志美杉線につきましては県道、県の事業で行っていたことでもございましたので、まずはトンネル、矢頭トンネルをまず供用開始までに仕上げるというスタンスでやらせていただきました。それとは別にですね、バイパス、下之川バイパスということで、県道との対岸にですね、市の方でできる事業ということで、迂回ではないですけども対岸に新たな道を作らせていただきました。それも、供用開始まで、28年度までに5年、約5年で4キロの道を作らせていただきました。今のところはそういう状況でございます。一志美杉線についても県の方が毎年、わずかではございますが予算をつけていただいておりますが、これにつきましてもですね、うちの方からですね、また要望の方させていただいております。なるべく早く、全線が通れるような、対応ができるような道にすることは強く要望していきたいと思っておりますので、それでご理解いただきたいと思います。</p>
<p>塚田会長</p>	<p>はい。では、まだご意見ある方はぜひ紙で後からお願いいたします。</p> <p>それでは、事項2に入ります。「津市環境基本計画 中間見直し完了の報告について」です。説明、事務局からお願いします。</p>
<p>環境政策担当 参事(兼)環境 政策課長</p>	<p>はい、すみません。津市環境基本計画中間見直し完了について、ご報告申し上げます。</p> <p>お手元ですね、「津市環境基本計画 中間見直し」の冊子をご覧ください。</p>

	<p>さい。</p> <p>津市環境基本計画の計画期間は平成30年度から令和9年度までの10年間ですが、「社会や環境情勢等の大きな変化」が生じた場合は、必要に応じて計画の見直しを行うものとなっているため、中間年度にあたる令和4年度に環境審議会でご審議いただいております。</p> <p>その内容等を踏まえ、最終調整をさせていただいた「津市環境基本計画中間見直し」の製本が完了しましたので、お配りさせていただきました。</p> <p>1ページからの序章につきましては、中間見直しにあたって新たに追加した部分であり、主に計画見直しの背景を説明しています。</p> <p>7ページからの第4章と第5章につきましては、見直し前の計画から新規で追加したもの、修正・削除したものを斜体太文字で表しております。</p> <p>また、19ページからの参考資料につきましては、津市の環境の部分を時点修正してあります。</p> <p>令和5年度から、この見直し後の計画を基に、本市の環境施策を推進してまいります。着実に計画が実行されているかご確認いただき、今度ともご意見を頂戴できればと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。</p>
塚田会長	<p>これで終わりですか。中身があんまりよく分からないですけども、何かご意見・ご質問はございますか。よろしいですか。</p> <p>じゃあ、ないようですので、事項2、この程度にとどめておきたいと思います。</p> <p>それでは、次、事項3ですね。「津市地球温暖化対策実行計画 一部改定について」です。事務局から説明をお願いいたします。</p>
環境政策担当 参事(兼)環境 政策課長	<p>はい、すみません。失礼いたします。</p> <p>現行の「津市地球温暖化対策実行計画」につきましては、令和3年3月に策定したものでございますが、その目標値は当時の国及び三重県の計画との整合性を勘案し、2030年度の二酸化炭素排出量を基準年度である2013年度比で、区域施策編・事務事業編ともに、30%削減する目標としておりました。</p> <p>しかしながらですね、令和2年10月の第206回通常国会におきまして、当時の首相であります菅首相の方からですね、「2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラルの実現を目指す」と所信表明の中で述べました。</p> <p>これを受けまして、環境省ではですね、「2050年までに年間12億トンを超える温室効果ガスの排出を実質ゼロにすること」を目標として、令和3年10月に、国の新たな「地球温暖化対策計画」及び「政府実行計画」が閣議決定され、2050年カーボンニュートラルの実現を目指して、2030年度の温室効果ガスの削減目標が引き上げられました。こうした環境省の改定に併せ、令和3年3月に策定された「三重県地球温暖化対策総合計画」の内容が令和5年3月に改定されております。</p> <p>今回、これら国や三重県の計画が改定されたことを受けまして、本市が令和3年3月に策定した「津市地球温暖化対策実行計画」を一部改定いた</p>

しました。

改定内容につきましては、先程も申し上げましたが、国の「地球温暖化対策計画」及び「政府実行計画」の目標値が引き上げられたこと、及び、三重県の「三重県地球温暖化対策総合計画」の目標値が引き上げられたことに伴う、本市計画の改定ですので、根本的な方向性や方針が変わるものではないと考えています。ただし、目標値が大きく変わっておりますので、市として、各事業所や団体、各個人の温暖化対策の取組が津市域全体で進むよう促すとともに、一事業所としての津市の温暖化対策の具体的な取組についても、環境部が先頭に立って、様々な事業を推進する中で温暖化対策を進めていく必要があると考えております。

すみません、お手元ですね、「津市地球温暖化対策実行計画」をご覧ください。

今回改定させていただいた部分についてはですね、文字に網掛けがかかっている部分になります。

目次をご覧ください。よろしいでしょうか。

当該計画の全体の構成は、第1章から第10章までとなっており、大きくは「区域施策編」と「事務事業編」でまとめております。第1章が「実行計画の基本的事項」、第2章が「温暖化の現状と国内外の動向」、第3章から第6章までが「区域施策編」、第7章から第10章が「事務事業編」となっております。「区域施策編」とは、津市域全体として捉えた温暖化対策の部分で、「事務事業編」が一事業所としての「津市役所」の温暖化対策の取組となります。国の「地球温暖化対策計画」が、本市計画の「区域施策編」に該当する部分であり、国は、2050年カーボンニュートラルの実現を目指して、「地球温暖化対策計画」において、基準年度である2013年度比の26%削減としていた以前の目標計画値を46%削減まで引き上げました。

恐れ入ります、計画書の22ページをご覧ください。区域施策編の本市における二酸化炭素排出量の削減目標でございます。

下段のカッコに囲まれた部分ですが、「2030年度（令和12年度）における二酸化炭素排出量を2013年度（平成25年度）比で48%削減します」となっております。この部分ですが、令和3年の当初目標計画値では30%削減となっていた部分を48%削減まで目標計画値を引き上げたものでございます。

次に、国の「政府実行計画」が、本市計画の「事務事業編」に該当する部分であり、一事業所としての津市役所の取組状況及び目標になる訳ですが、国は、2050年カーボンニュートラルの実現を目指して、「政府実行計画」において、基準年度である2013年度比の40%削減としていた以前の目標計画値を50%削減まで引き上げました。

すみません、計画書の46ページをご覧ください。よろしいでしょうか。事務事業編の本市における温室効果ガス排出量の削減目標です。

下段のカッコに囲まれた部分ですが、「2030年度（令和12年度）における温室効果ガス排出量を2013年度（平成25年度）比で50%削減します」となっております。この部分ですが、令和3年の当初目標計画値では30%削減となっていた部分を50%削減まで目標計画値を引き

	<p>上げたものでございます。</p> <p>すみません、そのことが、別紙1「国、県の削減目標の引き上げと本市計画の改定」でございます。ここまで説明させていただきました国、県の計画目標値の引き上げと本市計画の削減目標値を引き上げた状況を一枚の資料としてまとめたものでございます。</p> <p>すみません、次に、別紙2になります。この別紙2なんですが、津市の地球温暖化対策実行計画の新旧対照表としてまとめてございます。この別紙2についてはですね、今回改定しました網掛けの部分の中から、主な改定部分を一覧にしたものでございますので、新旧対照表と本市実行計画の該当ページの両方をご覧いただきながら、ご確認いただきたいと思えます。</p> <p>以上、駆け足でしたが、「津市地球温暖化対策実行計画」の改定部分の説明を終了いたします。ご審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。</p>
塚田会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただ今、事務局からありました、津市地球温暖化対策実行計画 一部改定について、皆様ご意見・ご質問ありましたらお願いいたします。</p> <p>どうぞ、原委員。</p>
原委員	<p>国の計画変更で、この実行計画書を作成されて大変だったと思うんですけども、これをちょっと拝見して、精査はしてないんですけども、例えば24ページ、表5-1で「二酸化炭素排出削減目標の内訳」ということで、これを見ると国の削減量はだいたい6割ですね、で県があって、市の取組は10%、1割程度、まあ11%ぐらいですかね。それから、41ページの網掛けの部分のところですね、7行目ですか、「2050年に向けては、技術革新による二酸化炭素排出の抑制に期待する」となっているんですけども、これを見るとですね、市の二酸化炭素排出削減への寄与というのはほとんど無いように感じられるんですけども。</p> <p>国の方針が変われば当然、地方公共団体ですので変わらなければいけないという事情は分かるんですけども、ちょっとこの計画をみると、非常に心許ないような感じがするんですけども、それはしょうがないんでしょうか。</p>
塚田会長	<p>はい、事務局からお願いいたします。</p>
環境政策担当 参事(兼)環境 政策課長	<p>はい、環境政策課でございます。おっしゃるとおりですね、今の目標値というのはですね、2050年カーボンニュートラルということで、国も含めてですね、高い目標になっていることは間違いございません。今のままの取組状況・状態をそのまま続けていく、2050年カーボンニュートラルになるかという、委員おっしゃるとおり、かなり困難な状況ではないかと事務局の方としても考えておるのが正直なところでございます。</p> <p>津市といたしましてはですね、昨年、地域脱炭素宣言をしてですね、今現状カーボンニュートラルに向けですね、各企業様とも協定を結ぶなどしてですね、でき得る限りですね、2050年カーボンニュートラルに向け</p>

	<p>てですね、何ができるかという部分を今後いろいろ考えながらですね、取り組んでいく。今後、国の方針にしてもですね、カーボンニュートラルという部分が大きな柱になっていくと思われまますのでですね、これに関してもですね、今後津市としても何ができるかを含めましてですね、2050年この目標に近づけるようにですね、いろいろな施策を打つよういろいろ努力・検討していきたいと、そのように考えております。</p>
<p>塚田会長</p>	<p>はい、他にございますか。どうぞ。</p>
	<p>地域の農業のことについて少し、農林水産政策課の方からも来ていただいているようですので。</p> <p>今、地域の農業の新たな課題として、かつては人・農地プランというのが作られて、それに基づいて私達は営農活動をしておりました。本年度から新たな、人・農地プランをブラッシュアップした形の、地域地図づくりということで、新たなものを作っている訳なんですけれども、でも地域のことを見ると、今、遊休地や耕作放棄地、ひよっとするとちょっと手を入れれば耕地に、農地に、元通りになるような、そこらも含めて、太陽光発電基地にどンドンどンドン変わってきております。今もう目白押しです。多分こういう部分があるので、そこらの業者は今必至に漁っていると思うんですけれども、もう本当にそんな形で、特に中山間地におけるところは、今まで遊休地であり、耕作放棄地で荒れているところがどンドンどンドン潰れていく。先ほども言いましたが、ちょっと手を入れれば農地に変わる訳なんです。それもいい農地に変わる訳なんです。</p> <p>今回のJAみえなかの総会の時に、前葉市長が来ていただいて、そこでご挨拶されました。二つの地点が明示されました。一つは地域地図づくりを、やっぱり地域に合った形のもので、絵に描いたプランだけのものにしていない、やっぱりこれからの5年後10年後を目指した形できちっとして欲しいということと、もう一つは畑作、今まで、地域の農業は水田中心であった。そこからやっぱり脱却しないことにはだめなんじゃないか、特に畑作というものにもういっぺん目を向けて、野菜や大豆や小麦や、食料自給率、食料安全のことも踏まえて、稲作中心、これはもちろん瑞穂の国ですので大事けれども、もっと多面的、多角的な営農をしていく必要があるんじゃないか、特に畑作にもっと眼目を置いた形のものをしていく必要があるのではないか。そのために、やっぱり遊休地や耕作放棄地をもういっぺん農地に、耕地に、みんなでする必要があるんじゃないかということが提言されました。</p> <p>そこらのことを踏まえて、今もう本当に太陽光発電がめちゃくちゃ増えてきております。そこらについてどのように考えておられるのか、農林水産政策課としてありましたら教えていただきたいと思っております。</p>
<p>農林水産政策課長(兼) 獣害対策担当副参事</p>	<p>農林水産政策課、葛井です。</p> <p>まず、遊休農地とかですね、その関係ですが、今箕さん言われますように、中山間地域ないし他の地域でも遊休農地の問題があります。私ども令和版営農会議というのをですね、年に二回開催させていただきまして、農</p>

	<p>家の方からお話しを聞いております。特に畑地に関しましては、耕作放棄地になりやすいという傾向がありますので、市長も挨拶で申しておりましたが、なんとかその畑地をですね、例えば、担い手の方は大規模的にやっていただく、それで商売をなされておりますけれども、いわゆる小さい畑ですね、そういうところでですね、なんとか耕作放棄を止めたいという思いでですね、今地域にお邪魔しながらですね、農業委員あるいは最適化推進委員のみなさんにご意見を聞いて、なんとか手立てをしたいなと検討しておる状況でございます。</p> <p>それと、人・農地プランという、将来、人と農地の関係をどうするのかということの人・農地プランというのが以前からありましたが、この4月からですね、地域計画と名称を変えまして、市が中心になって作成することとなっておりますので、2年間の間に遊休農地をどうするのか、あるいは現状農地をどうするのかという状況で、これも農業委員、あるいは最適化推進委員の方と一緒にですね、地域にお邪魔してプランを作っような状況でございますので、またですね、笥さんの地区にもお邪魔させていただきますのでその時はいろいろお願いしたいのですが、特に畑地ですね、これは市も真剣になって考えておりますので、もう少ししたらプランが出せると思っておりますので、今検討中でございます。</p>
笥委員	早くしてください。
塚田会長	はい、他にございますか。
畑井委員	よろしいですか。
塚田会長	はい、どうぞ。
畑井委員	<p>畑井でございますけれども、今計画につきまして、数値を変えたものを中心に、それから若干これまでの計画に加筆訂正をしたもので出されている訳ですが、カーボンニュートラル、2050年は先のこととしてですね、2030年を考えますと、単純に数字を置き換えて実行できるようなものではないと思っております。例えば、この資料の47ページの上の所に、削減目標がございますけれども、エネルギーの問題は実行できるかも分かりませんが、非エネルギーの問題がですね、平成年代から現在まで増えているものをさらに10ポイント、あと7年で削減していくというような数字になっているんですよね。これは単純に数字を置き換えてやっていきたいと思いますということではなくて、具体的にじゃあ私達の生活をどのように変えていくのか、そういうものも含めて検討しないと、これが計画ですよというふうに言われるのは早計ではないかなと思っております。</p> <p>カーボンニュートラルの取扱いについては、去年の8月に前葉市長様が脱炭素宣言をされて、今年度に入りまして、プラットフォーム事業の会合も行われました。プラットフォーム事業の方ではですね、若い方を中心にいろんな取組を現在検討されているところだと思いますので、そういう若い人達の検討の状況も踏まえて、この環境審議会を何回か開いて、少なく</p>

	<p>ともあと一回は開いて、若い人達の意見を取り入れた形で、こういうふうな生活様式に変えれば、これだけの削減ができるというような、目に見えるような計画づくりを提示しないとだめなんじゃないかなというふうに思っておりますので、ご検討いただければと思います。以上です。</p>
塚田会長	はい、事務局から何かお答えいただけますか。
環境政策課地域脱炭素推進担当主幹	<p>環境政策課の林と申します。よろしくお願いたします。</p> <p>今回のですね、地球温暖化対策実行計画におきましてはですね、冒頭でも西川（環境政策担当参事（兼）環境政策課長）の方よりお話しさせていただきましたけれども、県及び国ですね、目標が変わったという部分の中で、当然2030年に向けてですね、私達津市がどのような目標数値に向かって進んでいくのかという部分の一部改定をさせていただいたところでございます。</p> <p>この地球温暖化対策実行計画、津市の作成する部分におきましては、概ね5年毎に改定を行うというような形で、立て付けで進めさせていただいておりますので、次回の定期的な改定につきましては、令和7年度に抜本的な改定の方を考えております。ですので、先ほどご意見賜りましたようにですね、プラットフォームの取組等を含めましてですね、次回の全部改定のときには、その部分も反映させていただければというふうに考えております。以上です。</p>
塚田会長	はい、よろしいでしょうか。
畑井委員	はい、理解しました。
塚田会長	<p>他にどなたかございますか。</p> <p>はい、木村委員。</p>
木村委員	<p>先ほどのご質問に関連もしているんですけども、具体的な案がいつでるのかなということをお聞きしたかったんですが、これから考えるという理解でよろしいんですかね。</p> <p>それで41ページのところに、そのロードマップということで、地域特性を考慮した津市の施策ということで、いくつか書いてあったりするんですけども、特にその一番下のところの「吸収源の確保」というところなんですけども、具体的にはこれからというふうに言われていますが、どういうふうな内容が想定されるんでしょうか。</p>
環境政策担当参事（兼）環境政策課長	吸収源の確保ですけども、森林環境譲与税とかさまざまな森林の整備であるとかですね、そういった森林施策がありまして、二酸化炭素を逆に吸収する方ですね、その整備を、吸収源の確保ということで考えております。
林業振興室長	<p>林業振興室の藤田です。</p> <p>今のお話しの補足になりますけれども、森林に関しては、森林を整備す</p>

	<p>ることで木が成長したりしていくということで、吸収源の対策になるということは、国だけじゃなくて世界的にもそういうふうに見られております。ということで、林業振興室におきましても、森林環境譲与税が令和元年から譲与が始まっていますけれども、意向調査とかそういった部分を含めながら、現時点で毎年100ha近い面積の森林整備を進めております。今後については意向調査が終わってきますので、その倍ぐらいの森林整備、要は未整備な状態で手入れがされていない森林に関しての整備を中心に行っていくことで、森林が持つ吸収源という部分での役割を進めていきたいと。税に関しては今のところ単年度で終わるものではないので、林業振興室、津市としましては引き続きしっかり、市にある民有林の森林整備に取り組んでいきたいというふうに思っております。</p>
木村委員	<p>よろしいですか。</p>
塚田会長	<p>どうぞ。</p>
木村委員	<p>ありがとうございます。今のご説明ですと、陸上のことが想定されているのかなというふうに思うんですけども、現在ブルーカーボンということで、海の方の藻場であるとかアマモ場とか、それから干潟とか、そういう場所での吸収源としての役割というのもクローズアップされていますので、今後そういうところにも着目されて進められるといいのではないのかなというふうに思います。陸上はもちろん、森林整備大事だと思いますけれども、一方でメガソーラーの問題とか、そのようなところでトレードオフもいろいろあると思いますので、津市は海にも面していますので、そちらの方も考えられるといいんじゃないかなと思っています。よろしくお願いいたします。</p>
塚田会長	<p>はい、ありがとうございます。 他にございませんか。どうぞ。</p>
木原委員	<p>すみません、PTA連合会の木原でございます。 実行計画に云々というよりは、このカーボンニュートラルという考え方は、新たな価値観だというふうに思っておりますので、2050年の、ここから25年先ですかね、新たな社会の担い手になる子ども達へ、この考え方をしっかりと伝えていくということを、この実行計画とともに、環境部さんの方でも進めていただければなというふうに思っています。意識の高揚とか、いろんなところに市民意識の醸成等を書いていただいていますけど、その中に子ども達という視点も入れていただけて、取組を進めていただければなというふうに思っておりますので、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。</p>
塚田会長	<p>何かありますか。よろしいですか。</p>
環境政策課地	<p>ありがとうございます。私達、地域脱炭素宣言をしたときのポリシーと</p>

<p>域脱炭素推進 担当主幹</p>	<p>しましては、今のこの津市の豊かな環境を次世代にこのまま美しい姿で引き継いでいくということを理念に掲げさせていただきました。ですので当然ながら先ほど、ご意見賜りましたようにですね、今の子ども達にカーボンニュートラル、そして自然について考えていただく機会というのは持つていただく必要があるのかなというふうに思っております。</p> <p>今現在、私達津市はですね、環境フェスタ等でですね、お子様にも学んでいただける機会を作っていると同時にですね、今後も学校さんからの要請がございましたらですね、環境に関する出前講座をさせていただいたりとか、していきたいなというふうに思っておりますのと、3月に運用開始をさせていただきましたプラットフォームのポータルサイトの部分も、今ちょっと、大人向けの状況になっておりますので、いろいろ調査研究を進めながらですね、お子様向けの情報についても発信できればなというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。</p>
<p>塚田会長</p>	<p>はい、ありがとうございました。</p>
<p>林業振興室長</p>	<p>すみません、林業振興室です。</p> <p>今の関連で、今週の日曜日になりますけれども、7月30日、もう事前に募集済んでますけれども、「夏休み森と緑の親子塾」という形で、約50名の親子さんが美杉の方に来て、林業体験とか森林の話とかそういったことをさせていただきます。また、9月の2、3日に関しましては松菱さんの7階催事場を借りまして、脱炭素のパートナーシップ協定に基づいて、中勢森林組合と津市と、あと場所を提供していただいた松菱さんとで二日間、林業体験であったりとか、そういう森林に関しての環境的な役割についてのお話しとか、そちらについては特に人数制限は設けておりませんので、そういった活動の方しっかりさせていただいてます。</p> <p>私ども林業振興室なので、森林というところを中心に話させてもらってますけれども、当然他のところも、今環境さんの方でお話しさせてもらった部分があると思いますけれども、林業としては喫緊の部分で今週末と9月の頭にさせていただくということをお伝えさせていただきます。</p>
<p>塚田会長</p>	<p>はい、ありがとうございました。 他にどなたかございますか。どうぞ。</p>
<p>曾山委員</p>	<p>環境省の曾山です。</p> <p>まず、国の目標を大きく上回る数値の目標をつけていただきまして、誠にありがとうございます。ぜひ、達成いただければと思います。</p> <p>あと、新旧対照表の方の中で、二枚目のところの部門別の内訳があつてですね、その中に、これまで市の取組のところで運輸部門に数字が上がっていたのが、今回運輸部門から数字が消えちゃっているのはなんでかなというふうに思ったことが一点ございます。</p> <p>あと、家庭部門のところの数値が非常に大きくなっていて、対策の方を見ると家庭の方にかなり力が入っているかなと思うんですけど、こちらへんを補助金で頑張られるのか、どういったことをやられるのかなというの</p>

	<p>が少しあります。</p> <p>もう一つ、先ほどの筈委員との質問等々に被ってくるかと思うんですけど、再エネ目標値が今回示されていないなというふうに思っていて、区域の中の再エネ導入目標値はどういう結論でこれになられたのかなというのと、もう一つ、それに基づく促進区域の検討はされたのかされていないかというところは、検討の経緯がよく分かってないので、教えていただければと思います。</p>
塚田会長	はい。では事務局からお答えをお願いいたします。
環境政策課地域脱炭素推進担当主幹	<p>すみません、お待たせしました。</p> <p>まず、運輸部門が新の方から津市の取組の中で抜けておるとい部分のご質問ですね。その部分は、いろいろ統計データを精査していく中で、国の方ですね、取組の中に内包されているというふうな考え方で整理をさせていただきました。</p> <p>あと、家庭部門の市の取組が伸びているという部分はですね、今、津市は家庭用の再生可能エネルギー、太陽光パネル、あと小型風力、またエネファームといういわゆる新エネ補助金というものをさせていただくと同時にですね、今年度よりNon-FITの自家消費型の補助金の開始の方も今検討しておるところでございます。それらの過去のこれまでの実績等を踏まえてですね、今後の二酸化炭素の削減量の方を算定させていただきました。</p> <p>再生可能エネルギーの導入率の目標であるとか、促進区域のところについては、今の現状では検討できておりませんでしたので、今後課題として考えていきたいなと考えております。以上です。</p>
塚田会長	曾山委員よろしいですか。
曾山委員	はい。
塚田会長	<p>他にご意見ございますか。</p> <p>無いようでしたら、事務局はそれぞれの意見を尊重していただいて、環境施策に生かしていただきたいと思います。</p> <p>では次に、事項4「その他」でございますが、事務局から何かございますか。</p>
環境政策担当参事(兼)環境政策課長	<p>すみません、事務局でございます。</p> <p>その他の事項でございます。</p> <p>津市上下水道事業経営審議会より、津市環境審議会からの委員の推薦依頼がございました。</p> <p>津市では、市の水道事業、工業用水道事業、公共下水道事業、市営浄化槽事業、農業集落排水事業及び共同汚水処理施設事業の円滑な経営を図るため、地方自治法の規定により津市上下水道事業経営審議会を設置しております。当審議会では、上下水道事業等の基本計画の策定及び推進に関する</p>

塚田会長	<p>ること、料金及び使用料に関すること、経営戦略に関することを調査審議していただいております。</p> <p>なお、今現在は畑井委員に津市上下水道事業経営審議会の委員をしていただいておりますが、令和5年10月1日から務めていただく委員を、津市環境審議会から推薦いただきますようよろしくお願いいたします。</p> <p>この審議会から推薦するということなのですが、既に畑井委員がされておられるということで、引き続きお願いすればいいかと私は思うんですけども、それでよろしいですか。</p> <p style="text-align: center;">※異議なし</p>
塚田会長	<p>では、畑井委員を推薦いたします。</p> <p>委員の皆様、他に何かございますか。よろしいですか。</p> <p>じゃあ事項4についても終了して、事務局に一旦お返しいたします。</p>
環境政策担当 参事(兼)環境 政策課長	<p>はい、すみません。事務連絡をさせていただきます。</p> <p>本日は、津市環境基本計画 令和4年度年次報告書について、津市環境基本計画 中間見直し完了の報告について、さらに津市地球温暖化対策実行計画 一部改定につきまして、ご審議いただき、誠にありがとうございます。</p> <p>時間の都合もありまして、まだまだご意見等ある委員の方もお見えになるかと思えます。</p> <p>つきましてはですね、ご意見等ございましたら、お手元に配布させていただいております「意見シート」にて、来月8月4日金曜日を目処にご意見等をいただけましたら幸いです。提出方法はファックスでもEメールでも結構ですし、様式につきましてもですね、別添の「意見シート」にこだわりはございませんので、自由様式で結構でございます。ファックス番号、Eメールアドレスは、意見シートの下段に記載していますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>また、本日ご出席をいただいております委員の皆様の任期2年が本年11月25日で満了となりますので、現委員の皆様による審議会は本日が最後になる見込みとなっております。頂きました貴重なご意見等は今後の施策に生かしていきたいと思えます。皆様お忙しい中、2年間どうもありがとうございました。</p>
塚田会長	<p>はい、ありがとうございました。現委員での最後の審議会ですので、私からも少しだけご挨拶させていただきますが、私も2年前に初めて委員になって、同時に会長になりましたので、何もよく分からないで、必死で司会だけさせていただきました。会長として特にすることもできず、お恥ずかしい限りですが、一方で大きな破綻もなくここまでこれたのも、やはり委員の皆さんとそれから事務局の皆さんのおかげかと思えますので、感謝いたします。どうもありがとうございました。</p> <p>じゃあ、次は副会長から。</p>

北村副会長	<p>副会長ということは名ばかりでございまして、本当にお役に立てたのかどうか分かりませんが、皆様方のご協力のおかげで無事に務めさせていただきました。ありがとうございました。</p> <p>委員長が男性だから、副委員長は女性の方がいいだろうという、恐らく事務局等のお考えもあって、私がこの場に携わらせていただいたんだろうと思っておりますが、なにしろ女性の社会進出も増えてきて、そして女性のそういう役職への登用ということもかなり言われてきておりますが、この委員会におきましても、一人でも多く、次回女性が増えると嬉しいなということと、期待を持っております。</p> <p>おかげさまで、このメンバーに参加させていただいたことで、いろんな立場の方々と出会うことができ、お話しを伺うことができまして、私自身にとっても非常に学ぶことが多い2年間でした。また任期終了後もどこかで皆さんとお会いする機会がありましたら、その時はまたよろしくお願ひしたいと思ひます。ありがとうございました。</p>
塚田会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>じゃあ事務局からも、何かございますか。</p>
環境部長	<p>それでは、私の方からも、改めてお礼申し上げたいと思ひます。委員の皆様におかれましては、本当に環境審議会、2年間ありがとうございました。</p> <p>さまざまなご意見、さまざまな視点からですね、貴重な意見いただきまして、本当にありがとうございました。環境問題はこれからは山積みというかですね、たくさん問題を抱えております。今後とも皆様のお力添えをいただきまして、2年間本当にありがとうございました。</p>
塚田会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>他に事務局から連絡事項等ございますか。</p>
環境政策担当 参事(兼)環境 政策課長	<p>現委員の皆様のご任期につきましてはですね、11月25日で満了となっておりますが、その次の委員につきましては、各団体様に委員候補者のご推薦をお願いする予定でございます。各団体様から次期委員への就任依頼がございましたら、お引き受けいただけますと幸いです。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>なお、新しい委員の皆様への委嘱式は、11月に行う予定をしております。以上でございます。</p>
塚田会長	<p>以上で本日の事項はすべて終了いたしました。</p> <p>これで、「令和5年度 第1回環境審議会」を終了したいと思います。2年間どうもありがとうございました。</p>